

平成27年10月15日

答申第610号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「情報公開規程の改定の経営委員会への報告日」の開示の求めがあった。

NHKは、NHK情報公開基準および情報公開規程の改正を経営委員会に報告していないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

平成26年4月1日から実施したNHK情報公開基準および情報公開規程の改正については、その後経営委員会に報告した文書が存在するので開示することとする。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書として、平成26年4月1日から実施したNHK情報公開基準および情報公開規程の改正について経営委員会に報告した文書を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月15日（第226回審議委員会）

第625号諮問、審議、答申